

## 子供が陥りやすい！性被害・加害

先輩から、大人から、少し年上の人から…と様々なパターンがあります。  
昨年7月、性犯罪についての法律が改正されました。

### オレてかがいしょ？

同級生たちと一緒に、後輩に対して「裸の写真撮らせて。」「断るならお前の秘密ばらすよ。」「騒いだらどうなるか分かるよね。」と言った。  
後輩が「嫌」と言わなかったので、後輩の裸の写真を撮った。

(中学3年男子Aさん)



「性的な部位」、「身に着けている下着」の写真や動画を無理やり撮影する行為

Aさんと同級生は、「撮影罪」「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」により処罰の対象になります。

子どもに、うそをついたり、お金や物をあげると言ったりしてわいせつ目的で会おうとする行為

C男さんは、「16歳未満の者に対する面会要求等罪」により処罰の対象になります。

12歳以下との性行為

### アンダー12

スマホゲームで知り合った小学生と付き合えることになった。

「会いたい」と言われたから俺の家に来てもらった。話してたら、イイ感じの雰囲気になったので、エッチなことをした。

(高校1年男子Dさん)



### グルミング

友達とうまくいかず、悩んでいたなら、SNSで相談に乗ってくれるC男さんと知り合った。

C男さんは、ノリが良くてエッチな話も盛り上がる。ある日、C男さんに「好きな物を買ってあげるから、会おうよ」と誘われた。

(中学1年男子Bさん)



Dさんは、「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」により、処罰の対象となります。

同意があっても「被害者が12歳以下である場合」、「被害者が13～15歳の時、相手側が5歳以上年長の場合」は、同罪により処罰の対象となります。

性交同意年齢は、「16歳未満」に引き上げられました。

**保護者の方へ** 子供は、性被害・加害の認識が無いまま生活をしていることがあります。

日頃から子供とコミュニケーションをとり、子供の話に性被害・加害が潜んでいないか気にかけてみましょう。また、子供から性被害・加害の話聞いた時は、子供を責めるのではなく「話をしてくれてありがとう」と伝え、最寄りの警察署に相談してください。